

[事案 2023-290] 損害賠償請求

・令和6年6月24日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に代理店を通じて契約した定期保険について、以下の理由により、損害賠償を求める。

- (1) 契約締結の際、募集人が解約返戻金のピーク時期について誤った説明をしたため、解約返戻金を受け取る時期が遅れた。令和5年3月以降に解約返戻金を受けとっていたならば、他の有利子負債への返済が実行できており、その間の利子を支払う必要はなく、その利子負担分の損害が発生している。
- (2) 苦情申出後、LINEの履歴を提出するまで、保険会社は募集人の誤説明を認めようとせず、募集人は保険会社の調査に対して再三嘘をつき続け、事実を主張している自分が嘘つきであるかのような対応をし、名誉を著しく毀損し、その交渉のために無駄な時間を消費することになった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が解約返戻金のピーク時期について誤った説明を行ったことは事実であるが、申立人は、解約返戻金の返戻率がピークとなる時期に解約できているので損害は生じていない。
- (2) 当社および代理店は、申立人の苦情申出に対し、事実関係を早急に調査して対応しており、慰謝料が生じるような不適切な対応はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人の誤説明があったこと自体は争いがなく、この誤説明によって申立人が何らかの迷惑を被ったということは否定することはできず、また、この誤説明が本件紛争を生じさせる原因になったことは間違いない。